肝臓病認定医支援機関の認定登録条件等

１．認定登録条件

(1) 資格

①日本医学放射線学会､日本超音波医学会または日本消化器がん検診学会専門医が在籍していること。

②ＵＳ及びＣＴあるいはＭＲＩにて肝疾患の診断に従事して５年以上の経験を有する医師が在籍していること。

③施設にＵＳ及びＣＴあるいはＭＲＩを備えていること。

上記①または②のいずれかを満たし、かつ③を満たし、肝臓病認定医の依頼を受けて、肝疾患の画像診断が行える施設

(2) 認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

(1) 各検査の結果は、速やかに肝臓病認定医に報告すること。
特に病診連携については十分配慮すること。

(2) 主たる担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等に出席すること。
なお、少なくとも年１回は出席すること。
また更新に際しては参加証等の写しを添付すること。
〈部会が指定する講習会等とは〉
＊医師会が承認する生涯教育(肝がん部門講座)。
＊日本肝臓学会・日本消化器病学会・日本消化器外科学会・日本消化器がん検診学会
日本医学放射線学会・日本超音波医学会。
＊特に部会長が指定する学会、講習会等

(3) 担当医師が複数の場合は申請時にその氏名、略歴(特に肝疾患に関する研修歴の記載漏れがないよう注意すること)を提出すること。また、担当医師の変更等認定登録条件に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4) (1)から(3)までを遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。

３.その他

(1) 部会が、精度管理のために検査所見等を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。